

# 令和5年度(2023年度) 高等学校等給付奨学生募集要項

1. **主催**  
公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部
2. **後援**  
文部科学省
3. **推薦(応募)資格**  
北海道内の高等学校等(高等学校定時制課程、同通信制課程、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校、及び本会が特に認める学校を含む)に在学し、北海道内に居住する生徒とする。
4. **推薦(応募)条件**  
修学意欲がありながら、学費等の支払いが特に困難と認められる生徒で、校長の推薦を受けた生徒であること。  
生徒・親権者からの申請は受け付けない。他の奨学金との併願は可能。
5. **募集対象及び募集人数**
  - (1) 募集対象は第1学年(中等教育学校第4学年)、募集人数は100名程度を予定。
  - (2) 1校につき候補者は1名とする。  
※ 同一高等学校の全日制課程と定時制課程は、それぞれ候補者1名を推薦できる。  
※ 特別支援学校の分校は1校とみなし、候補者1名を推薦できる。
6. **給付金額及び奨学金送金時期**
  - (1) 30万円又は15万円を100名程度に給付する。返還不要とする。  
※ 申請金額は30万円として申請していただきます。
  - (2) 給付金の振込は11月下旬を予定。
7. **申込(申請、応募)期間**  
令和5年9月1日(金)～令和5年10月13日(金) ※消印有効
8. **提出書類 各1通**
  - (1) 給付奨学生申請書(給奨学様式1)
  - (2) 家庭状況書(支部給奨学様式2)
  - (3) 高等学校等給付奨学生自己推薦書(支部給奨学様式3)
  - (4) 高等学校等給付奨学生推薦書(校長の推薦書)(給奨学様式4)  
※ 評定については、高校入学後(1学期または前期)の評価を記入してください。  
※ 特別支援学校にあっては、評定平均値(5段階平均)の記載は不要です。
  - (5) 保護者等親権者の収入に関する証明書  
※ 源泉徴収票や市区町村発行の所得証明書等いずれも直近のもの(コピー可)
9. **奨学生の採用決定等**  
令和5年10月下旬の教育振興事業選考委員会の審議を経て、北海道支部長が公益財団法人日本教育公務員弘済会(本部)に推薦し、理事長が決定する。  
結果については、在籍する学校長を通じて本人に通知する。
10. **届出事項**  
奨学生が、次の事項に該当したときは、給付奨学生又は親権者(身元保証人)は、給付奨学生異動報告書(様式10)を届けるものとする。
  - (1) 給付奨学生が休学、復学、転学、留年、退学、留学したとき
  - (2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき
  - (3) 給付奨学生が死亡したとき
  - (4) その他、奨学生の氏名・住所・親権者等の変更があったとき
11. **給付金の返還**  
奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した給付奨学金の全額又は一部を返還するものとする。
  - (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
  - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき
  - (3) 休学、転学、留年の理由が奨学生として適当でないとき
  - (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
  - (5) その他、奨学生として適当でないと判断されたとき
12. **書類提出先**  
〒060-0061  
札幌市中央区南1条西8丁目1番地1 クリスタルタワー 12階  
公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部  
TEL 011-241-9453 FAX 011-241-0756

※ **個人情報の取扱いについて**  
給付奨学生申請書等にご記入いただいた個人情報は、この事業の運営のためにのみ利用します。

希望する人は8月31日(木)までに担任に申し出てください。